逗子市栄養教育教材貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民の栄養・食生活の改善、食育の推進に資するため、市が所有する 栄養教育教材の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 栄養教育教材の貸出しを受けることができる者は、市内で活動する団体であり、市 が栄養・食生活の改善、食育の推進に資すると認める場合とする。

なお、本市の機関については別に定めるものとする。

(申請)

- 第3条 借受けを希望する者(以下「申込者」という。)は、「栄養教育教材貸出承認申請書」(第1号様式)を提出し、市の承認を受けなければならない。
- 2 市は、申請を使用の6箇月前から受け付けるものとする。
- 3 申込者は、申請に先立ち、別紙「栄養教育教材一覧表」で栄養教育教材の内容及び数量 等を確認し、市に栄養教育教材の貸出し予定について確認するものとする。

(承認基準)

- 第4条 市長は、前条の規定による申請の内容が、栄養・食生活の改善、食育の推進に資すると認められる場合は、栄養教育教材の貸出しを承認するものとする。
- 2 市長は、前項に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、栄養教育 教材の貸出しを承認しないものとする。
 - (1) 栄養教育教材を正しい使用方法に従って使用しない、又はそのおそれのある場合
 - (2) 市域以外での使用
 - (3) 営利目的の使用
 - (4) 法令等に違反するもの、又はそのおそれのあるもの
 - (5) 公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるもの
 - (6) その他、市長が不適切と判断したもの

(承認)

第5条 市長は、前条の承認をしたときは、「栄養教育教材貸出承認書」(第2号様式)を 申込者に交付する。

(貸出方法)

第6条 申込者は、原則として、市役所に来庁して、栄養教育教材の借受けを行うものとする。

- 2 貸出は無料とする。
- 3 貸出期間は、原則として、7日以内とする。
- 4 貸出の際は、市職員の立会のもと内容の確認を行う。

(使用時の遵守事項)

- 第7条 栄養教育教材の貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)は、栄養教育教材の 使用にあたっては、次の各号を遵守しなければならない。
 - (1) 使用目的を尊重すること。
 - (2) 雨天時に野外で使用しないこと。
 - (3) 損傷等の発生しないよう丁寧に扱うこと。

(転貸、損傷等)

- 第8条 借受者は、栄養教育教材を第三者に転貸してはならない。
- 2 借受者は、栄養教育教材を損傷又は紛失したときは、速やかに「栄養教育教材損傷(紛失)届」(第3号様式)を提出しなければならない。

(返却)

- 第9条 借受者は、原則として、市役所に来庁して、栄養教育教材の返却を行うものとする。
- 2 借受者は、返却の際に「栄養教育教材返却報告書」(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(承認の取り消し)

- 第10条 市長は、借受者が、第4条に規定する承認基準又は第7条に規定する使用時の遵守 事項に反して、栄養教育教材を使用する、又はそのおそれがある場合、当該承認を取り 消すことができる。
- 2 前項の承認の取消は「栄養教育教材貸出承認取消通知書」(第5号様式)をもって行う。
- 3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、速やかに 栄養教育教材を返却しなければならない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、栄養教育教材の貸出しの取扱いについて必要な事項 は市長が別に定める。

附則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。